

## ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、生活拠点を他都道府県、他市町村に築いた美里町出身者（以下「町出身者」という。）たちが故郷を思い出し、郷里との交流を再開するきっかけづくりを目的として開催する同窓会について、予算の範囲内において町がその費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年規則第4号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (補助対象の同窓会)

第2条 補助金の対象となる同窓会は、原則として町内の中学校を卒業した者により行う学年単位又は学級単位（複数の学級で行うものを含む。）での同窓会とし、次のいずれにも該当するものとする。

毎年度4月1日から翌年3月31日の間に開催されるものであること。

20名以上の参加で開催されるもので、かつ、町出身者の10名以上の参加を得るものであること。

### (交付の条件)

第3条 補助金の交付に対する条件は、当該同窓会において町が作成したマニュアルに基づき、町が進める施策について情報提供をすることとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。ただし、同窓会世話人の代表者（以下「幹事」という。）等の人件費は除く。

同窓会の開催の案内に係る経費

会場代等の同窓会開催に要する経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、同窓会当日の出席人数に1,000円を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。ただし、補助対象経費が限度額に満たないときは、補助対象経費の支払い総額を限度額とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、年度内1回を限度とする。

### (交付申請書の提出)

第6条 幹事は、同窓会開催予定日の7日前までに、ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

出席予定者の氏名及び居住市町村がわかる名簿

収支予算書

その他町長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された交付申請書を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金交付決定通知書（様式第2号）により、幹事に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 幹事は、同窓会開催後30日以内に、ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

出席者の氏名及び居住市町村がわかる名簿

収支決算書

領収書及び請求明細書等の写し

出席者がわかる集合写真

その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき額を確定し、ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、幹事に通知するものとする。

（補助金の却下）

第10条 町長は、実績報告書により当該同窓会が第2条から第4条までの規定に適合しないと認めるときは、ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金却下通知書（様式第5号）により、幹事に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金返還命令書（様式第6号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずる。

この告示の規定に違反したとき。

虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。